

平成21年8月27日

お客様各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社

Lehman Brothers International (Europe) (“LBIE”)の保護預り証券について

以前にご報告致しましたとおり、LBIEの管財人は、顧客資産の返還問題を早期に解決する方法として、アレンジのスキーム (Scheme of Arrangement) (以下「本件スキーム」といいます) を提案してきました。しかしながら、ロンドン投資銀行協会 (以下「LIBA」といいます) は、現在の本件スキーム草案について異議を唱え、裁判所は本件スキームを認可する管轄権を有していないと主張しました。

LBIEの管財人は、裁判所の決定を仰ぐため申立を行い、2009年7月29日、30日に英国の裁判所において、Blackburne 裁判官の面前で、当該申立に関する審訊が開かれました。

裁判所は、2009年8月21日、LIBAの本件スキームに対する異議に同意し、裁判所には本件スキームを認可する管轄権がないとの判決を下しました。

LBIEの管財人は、この判決により、管財人によるLBIEの顧客に対する資産返還がさらに遅延する可能性があるとし、現在、本判決について控訴する予定であると述べています。管財人は、控訴の審訊が迅速に進み、2009年11月に開催されるよう望んでいます。しかしながら、たとえ控訴が成功したとしても、本件スキームの実施には大幅な遅れが生じると考えられます。管財人は、控訴が成功した場合、本件スキームが有効となるのは、早くとも2010年の第一四半期 (従って少なくとも3ヶ月の遅延となります) になるであろうと予測しています。

同時に、管財人は、管轄権の問題を排除し、顧客への資産が返還できるよう現在の本件スキームを変更することは可能か、あるいは現在の本件スキームで提案されている数々の特性を盛り込んだ代替的なアプローチを取るべきかについても検討しています。

詳細な情報につきましては、下記のリンクからPWCのウェブサイトへアクセスして

ご覧になることができます。

http://www.pwc.co.uk/eng/issues/lehman_client_money_assets_update_250809.html

LBJ は、現在、代理人とともに、本判決と本判決が LBIE との現在の交渉に与える影響について検討しております。LBJ は、本件スキームに基づいてではなく、交渉中の LBIE と LBJ との二者間契約 (bilateral agreement) に基づき、早急に資産が返還されるよう努めております。

以 上